

# 復興住宅新築等支援事業補助金について

東日本大震災により居住する住宅を滅失又はやむを得ず解体した方が、市内で（バリアフリー・岩手県産材）を活用して住宅を新築又は購入した場合、その新築費用又は購入費用の一部を補助します。

## 1 対象となる方

次の要件を満たしている方

東日本大震災により居住する住宅を滅失又はやむを得ず解体して、市内で自己居住用の住宅を新築又は購入した方

## 2 対象となる住宅

- (1) バリアフリー対応（住宅性能評価制度における『高齢者等配慮対策等級3』を全て満たし、評価書等の交付を受けた）住宅
- (2) 10<sup>m</sup>以上の県産材（岩手県産材認証推進協議会による岩手県産材産地証明書等、県産材であることを証明されている）を使用した住宅

## 3 補助金額

|                         |                                       |      |
|-------------------------|---------------------------------------|------|
| (1) バリアフリー対応住宅<br>(床面積) | 75 <sup>m</sup> 未満                    | 40万円 |
|                         | 75 <sup>m</sup> 以上120 <sup>m</sup> 未満 | 60万円 |
|                         | 120 <sup>m</sup> 以上                   | 90万円 |
| (2) 県産材使用住宅<br>(県産材使用量) | 10 <sup>m</sup> 以上20 <sup>m</sup> 未満  | 20万円 |
|                         | 20 <sup>m</sup> 以上30 <sup>m</sup> 未満  | 30万円 |
|                         | 30 <sup>m</sup> 以上                    | 40万円 |

## 4 申請期限

令和5年3月31日（令和5年3月31日までに工事が完了すること）

### 【申請窓口】

陸前高田市 建設部 復興支援室

陸前高田市高田町字下和野100 市役所4階

TEL0192-54-2111(代表)

受付時間 8:30~17:15 ※土日、祝日、年末年始を除く

## 5 申請に必要な書類等

- (1) 復興住宅新築等支援事業補助金交付申請書（指定様式）
- (2) 罹災証明書の写し
- (3) 滅失又は解体状況写真、若しくは居住不能を証する書類
- (4) 建築確認済証及び建築確認申請書の写し（バリアフリーは平面図含む）
- (5) 工事請負契約書又は住宅購入契約書の写し
- (6) 完成写真（全景、バリアフリーは加えて主な基準適合を確認できるもの）  
（バリアフリー対応住宅の場合）
- (7) 住宅性能評価書等（高齢者等配慮対策等級3を満たす証明書）の写し  
（県産材使用住宅の場合）
- (8) 岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産材」の産地証明制度における岩手県産材産地証明書等、県産材であることを証する書類

### ★Q&A

| 質 問                               | 回 答                                                                                                                              |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 他県や県内他市町村から転居し、新築する場合は、対象となりますか？  | 東日本大震災の被災者であれば、他県からの転入であっても対象となります。補助金申請は、転居(予定)後の市町村(岩手県内のみ)に申請することになります。                                                       |
| 中古住宅は対象となりますか？                    | 中古住宅でもバリアフリー対応や県産材使用の要件に合致している場合は対象となりますが、購入時に合致せず、その後改修する場合は対象となりません。                                                           |
| 店舗併用住宅は対象となりますか？                  | 住宅部分は対象となります。住居部分の床面積や住居部分に使用した木材の量に応じて補助となります。                                                                                  |
| バリアフリー評価書等証明書は、どこが発行していますか？       | 住宅性能評価を受けている場合は、性能評価書を持参ください。補助を活用するためにバリアフリーの適合証明のみをお求めの場合は、(財)岩手県建築住宅セクター（電話019-623-4420）が「バリアフリー基準適合証明」を有料で発行しています。           |
| 県産材の使用証明書はどこが発行していますか？            | 岩手県産材認証推進協議会(電話019-606-7005)に登録する会員が発行しています。                                                                                     |
| 補助金交付申請から、交付されるまでの手続きについて教えてください。 | ① 補助金交付申請（申請者→市）<br>② 審査後に交付決定（市→申請者）<br>③ 補助金請求（申請者→市）<br>④ 補助金振込（市→申請者）<br><u>全ての工事が終了し、施工業者に代金をお支払いされた後に補助金の請求を頂くこととなります。</u> |